

## 決 定 要 旨

被 審 人 (住所) 東京都江東区有明三丁目 1 番地 2 5  
(名称) 株式会社セタ

上記被審人に対する平成 1 9 事務年度 (判) 第 2 8 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法 (以下「法」という。) 第 1 8 5 条の 6 の規定により審判長審判官蛭川明彦、審判官城處琢也、同宮澤志穂から提出された決定案に基づき、法第 1 8 5 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 3 0 0 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 2 0 年 7 月 1 7 日 (木)

#### 2 事実及び理由

##### (1) 課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項各号に掲げる事実

被審人は、東京都江東区有明三丁目 1 番地 2 5 に本店を置き、その発行する株券がジャスダック証券取引所に上場されていた会社であるが、被審人は、売上の前倒し計上等により、平成 1 9 年 6 月 2 7 日、関東財務局長に対し、被審人の平成 1 8 年 4 月 1 日から平成 1 9 年 3 月 3 1 日までの連結会計期間につき、連結当期純損益が 6 百万円 (百万円未満切捨て。以下、連結当期純利益額、連結純資産額について同じ。) の損失であったにもかかわらず、これを 2 9 1 百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が 1, 0 2 4 百万円であったにもかかわらず、連結純資

産額に相当する「純資産合計」欄に1,323百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した被審人の第25期事業年度の連結会計期間に係る有価証券報告書を提出し、もって、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出したものである。

(2) 法令の適用

法第172条の2第1項、第24条第1項

(3) 課徴金の計算の基礎

法第172条の2第1項の規定により、被審人の第25期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額について、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額(134,904円)

が

② 3,000,000円

を超えないことから、3,000,000円となる。

平成20年5月16日

金融庁長官 佐藤隆文